

建設建築委員会記録(No.22)

1 日 時 令和6年4月18日(木)
午前10時10分 開会
午前11時12分 閉会

2 場 所 第6委員会室

3 出席委員(9人)

委員 長	泉 日出夫	副委員 長	山 内 涼 成
委員	中 島 慎 一	委員	渡 辺 均
委員	西 田 一	委員	松 岡 裕一郎
委員	木 畑 広 宣	委員	浜 口 恒 博
委員	三 原 朝 利		

4 欠席委員(0人)

5 出席説明員

都市戦略局長	上 村 周 二	都市再生推進部長	小 野 勝 也
事業推進課長	一 瀬 修 志	空き家活用推進課長	秋 山 英 雄
			外 関係職員

6 事務局職員

委員 係 長	伊 藤 大 志	書 記	嶋 田 裕 文
--------	---------	-----	---------

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	陳情第180号 門司港鉄道遺構の経済効果調査並びに市民意見の再聴取について	継続審査とすることを決定した。
2	門司港地域複合公共施設整備事業の今後の進め方について	都市戦略局から別添資料のとおり報告を受けた。
3	管理不全空家の判断基準及び今後の進め方について	

8 会議の経過

(4月1日付人事異動に伴う人事紹介を受けた。)
(陳情第180号について文書表の朗読後、口頭陳情を受けた。)

○委員長(泉日出夫君) それでは、開会します。

本日は、陳情の審査を行った後、都市戦略局から2件の報告を受けます。

初めに、陳情の審査を行います。

陳情第180号、門司港鉄道遺構の経済効果調査並びに市民意見の再聴取についてを議題とします。

本件について、当局の説明を求めます。事業推進課長。

○事業推進課長 陳情第180号、門司港鉄道遺構の経済効果調査並びに市民意見の再聴取について、市は遺構の一部移築保存方針を一旦凍結し、経済効果調査結果を公表した後に、再度市民意見募集を実施して、市民が遺構の実態と経済効果をよく認識した上で、正確な市民意見を再聴取すべきであるに対する本市の考えを説明いたします。

門司港地域複合公共施設整備予定地で発掘されました旧門司駅舎跡関連遺構につきましては、記録保存するとともに、土木技術がうかがえる一部を移築保存することとして、その費用を令和6年2月議会に補正予算案として提出しました。この市の方針につきまして議会で議論がなされた結果、遺構の一部移築費用の予算案を除いた原案が修正可決されました。

修正案の提案理由としましては、重要な遺構であると指摘が相次いでいる現状を鑑み、1、市民や議会への説明責任を果たした上で、2、発掘調査を行っていない部分のうち、重要な箇所では遺構の存在が確認された場合には、適切な埋蔵文化財発掘調査と厳密な記録保存を行うとともに、3、速やかに複合公共施設の計画を進めるべきであると考えられるというものでした。市としてはこの結果を重く受け止め、修正案の提案理由を踏まえ対応していくこととしております。

今後は、遺構の内容や市の対応方針について市民に丁寧に説明するとともに、発掘調査を行っていない部分のうち重要と思われる箇所では遺構の存在が確認された場合は、記録保存のための追加の発掘調査を実施し、その結果を記録保存し、門司港地域複合公共施設整備に着手した

いと考えていることから、遺構の経済効果調査及び市民意見の再聴取は行いませんが、しっかりと記録保存したものを、どのように公表、活用していくかということを検討してまいりたいと考えております。説明は以上となります。

○委員長（泉日出夫君） ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁を願います。質問、意見はありませんか。山内委員。

○委員（山内涼成君） この後、この遺構に関しての報告があると思いますので、多くは述べませんけれども、この遺構が発見されたということについては本物のレトロになり得る、その象徴として、門司港レトロの象徴として、私は本当に重要な遺構だということをお場で申し上げたいと思います。その上で、やはり経済効果がどうなのかということについては、市民も関心を持っている部分だと思いますので、そこはやらないということではなくて、まず、どうなんだということを示すべきだと私は考えております。以上です。

○委員長（泉日出夫君） ほかに質問、意見はございませんか。西田委員。

○委員（西田一君） この後、改めて門司港については執行部からの説明があると思いますので、重なるかもしれませんが、この陳情に沿って御質問申し上げますと、私も素人ですから、遺構の価値というもの果たしてどの程度なのかというのがまだ分からない。もちろんこれまでもいろんな権威の方が、これはもう国指定に値するとか、その価値の高さはいろんな発信をされていますが、すみません、実際にこういう価値があるんだということはまだ確定はしていないんでしょうが。その中で、今後緻密な調査をやっていくわけですが、仮に国史跡レベルの価値があるとするならば、当然本市も観光に力を入れていますので、観光資源としての経済効果に係る価値というものも当然付随してくるのかなと思っていますが、そういった観光資源であったりとか経済効果に関してどのような認識をお持ちでしょうか。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 観光資源としてどうなのか、その経済価値としてどうなのかということに関しまして、後ほどまた説明させていただきますけれども、掘削の範囲というところにもまだ遺構があるであろうところもございます。そういったものも全て踏まえましての文化財行政の話というところであるとっております。この遺構自体が観光にどう生かせるかということころを判断というか、現地に残すことでどうなるのか、例えば現地に残さないところでどんなことができるのか、そういったこともございますので、これから検討というか、考えさせていただきたいというところがございます。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 西田委員。

○委員（西田一君） 検討されるということなんで、その検討に関しては丁寧に、そして、緻密にと思っていますが、先ほど陳情者もおっしゃったように、この陳情が2月13日に受理されているということで、タイムラグがあるんですね。その間、2月定例会もありまして、今の流れ

になっているんですが、まさに陳情者がおっしゃったように、昨日でしたか、世界的権威が、門司駅の遺構が潰されるといふか、そういった方向性にあるというところで危機感を発信されたわけですが、そのことについての見解を伺いたしたいと思います。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 要望につきましては、我々の手元に届いていないので、どういった内容なのかということはまだ存じ上げていないんですけれども、ただ、これまでに出てきた要望等で判断する限り、学者の先生方、学会の先生方からはそういった価値があるということは伺っております。そういったものを踏まえた上で、あと我々の事業というものがございまして、今後その意見書が届いてからの検討になると思っております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 西田委員。

○委員（西田一君） そういった意見書とか要望書もいただくことになろうかと思いますが、お願いしたいのは、これまで、いやそれは市民文化スポーツ局でとか、いや、それは建築都市局でとか、旧名ですみません。まだ新しい部署の名前、空で言えないものですから。行ったり来たり議論にならないように、ぜひ、複合施設建設に関しての質問と文化財の質問、両方の局が同様の答えをできるように、丁寧な御答弁とか対応ができるように、ぜひ心がけていただきたいと思っております。陳情に関しては以上です。

○委員長（泉日出夫君） ほかに質問、意見はございませんか。

なければ、本件については慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で陳情の審査を終わります。

次に、都市戦略局から、門司港地域複合公共施設整備事業の今後の進め方について及び管理不全空家の判断基準及び今後の進め方についての以上2件について報告を受けます。事業推進課長。

○事業推進課長 門司港地域複合公共施設整備事業の今後の進め方について御報告させていただきます。

タブレットの1枚目を御覧ください。門司港地域複合公共施設整備事業に係る説明の進め方及び複合公共施設整備予定地での旧門司駅舎跡関連遺構の記録保存のための追加の発掘調査、これら事項を踏まえた門司港地域複合公共施設整備事業の今後の進め方について御報告いたします。

まず、今年の1月25日の建設建築委員会で御説明いたしました遺構を一部移築保存とする方針について、その後の経過を御説明いたします。

令和6年2月議会において、令和5年度補正予算案として、発掘された旧門司駅舎跡関連遺

構の一部移築費用を提出しましたが、遺構の一部移築費用の予算案を除いた原案が修正可決されました。修正案の提案理由として、重要な遺構であるとの指摘が相次いでいる現状を鑑み、1、市民や議会への説明責任を果たした上で、2、発掘調査を行っていない部分のうち、重要な箇所では遺構の存在が確認された場合には、適切な埋蔵文化財発掘調査と厳密な記録保存を行うとともに、3、速やかに複合公共施設の計画を進めるべきと考えられると3点の御提案がありました。市としては、この補正予算案が修正可決されたことを重く受け止め、修正案の提案理由を踏まえた今後の対応方針を取りまとめました。

それでは、1点目の市民や議会への説明についてでございます。

市民への説明につきましては、4月より門司区自治総連合会を皮切りに、各校区自治連合会や施設利用団体等に対して門司港地域複合公共施設整備事業の概要、当該敷地で発掘された旧門司駅舎関連遺構の内容、今後の市の対応方針について丁寧に説明してまいります。議会への説明につきましても適切に本委員会等で報告させていただくこととしております。

なお、市民説明につきましては、タブレットの中にある別紙資料を用いて行ってまいりたいと考えております。後ほど御覧ください。

タブレットの2枚目を御覧ください。2点目に、遺構の追加発掘調査及び記録保存について御説明いたします。

中段の写真を御覧ください。まず、本件は複合公共施設の建築に伴って、記録保存のための発掘調査を行うものでありますから、その範囲は、黒い破線で示しております複合公共施設棟の工事施工範囲の中となります。この範囲の中で市担当部局において水色の枠で示しております既発掘調査で出土している遺構の位置と、明治時代の門司駅構内図で示されている駅舎関連建造物の位置である①から⑤の黄色の枠を重ね、既に調査している範囲を除いて、遺構の存在が確認される可能性のある箇所を試掘します。その場所は、赤いだ円の辺りを想定しております。試掘した結果、遺構の存在が確認された場合には、市の担当部局が調査範囲を定め、文化財保護法に基づいて県に通知を行い、県から文書により発掘調査を実施する旨の指示を受けた上で、記録保存のための追加の発掘調査を行い、その結果を記録保存してまいります。

なお、試掘調査費につきましては、令和5年度繰越予算を活用する予定としております。また、発掘調査費につきましては、調査範囲が確定した上で令和6年度補正予算案を提出させていただき、対応していきたいと考えておるところでございます。

タブレットの3枚目を御覧ください。3点目に、議員から御提案のありました速やかに進めることについて御説明いたします。

本日、本委員会で報告をさせていただき、明日以降、別紙の市民説明資料を用いて、順次市民説明をしてまいります。あわせて、4月末頃には、追加発掘調査範囲を確定するための試掘作業に着手することとしております。これらの結果を踏まえ、5月16日の建設建築委員会においては、1、追加発掘調査範囲及び費用、2、市民説明会の状況、3、複合公共施設整

備について御報告させていただく予定でございます。その後、6月議会において追加発掘調査等の補正予算案を提出する予定としておりまして、議会から当該予算案について御承認いただけましたら、7月から追加の発掘調査に着手することとしております。

なお、記録保存のための追加発掘調査が終了した後は、可能な限り速やかに事業に着手する予定でございます。

タブレットの4枚目を御覧ください。門司港地域複合公共施設整備予定地の発掘調査等、これまでの経緯について参考資料として添付しております。

この資料につきましては、市が土地の引渡しを受け試掘調査を実施し、旧門司駅舎跡関連遺構が出土し、その遺構の取扱いと施設整備の在り方について様々な検討を行った結果、遺構の一部移築保存と判断し、移築に係る費用を予算案として提出した経緯等を時系列で整理したものとっております。説明は以上で終わります。

○委員長（泉日出夫君） 空き家活用推進課長。

○空き家活用推進課長 管理不全空家の判断基準及び今後の進め方について御報告いたします。

まず、本日お手元のタブレット端末には、報告資料2枚、住まいの将来考えてみませんかのお知らせ2枚をお配りしております。

それでは、資料の1ページ目を御覧ください。昨年12月に空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行されました。法律の施行に合わせ、まとめられた国の運用指針を基に、北九州市の管理不全空家とする判断基準を取りまとめましたので、当委員会へ報告を行うものでございます。

法改正の概要としましては、空き家所有者の責務が強化されたことに加え、空き家対策を総合的に強化する内容となっております。その強化内容の一つである管理の確保として、倒壊のおそれなど、周囲に著しい悪影響を及ぼす特定空家に加え、特定空家になるおそれのある空き家を管理不全空家として指導、勧告することが可能となりました。この管理不全空家に該当し、指導を行ってもなお状態が改善せず、勧告を受けた場合は、地方税法の規定に基づき特定空家と同様に空き家の敷地に係る固定資産税及び都市計画税の住宅用地特例の対象から除外されることとなります。

では、初めに、管理不全空家の判断基準の考え方について御説明いたします。

まず、空き家の状態を確認します。市の職員が現地に行き、屋根に穴が空いているか、窓が破損しているか、立木の枝が敷地外にはみ出しているかなどのチェック項目ごとに空き家の物的状態を確認します。あわせて、空き家が周辺に及ぼす悪影響の程度や、危険等の切迫性を確認します。空き家が通行量の多い主要な道路や通学路沿いに位置しているか、周辺の建築物や通行人に被害が及ぶおそれがどの程度切迫しているかなどを確認します。

続いて、空き家の所有者の状況や事情を把握します。空き家は個人の財産であり、所有者が

適切に維持管理を行う責務があります。このため、所有者に空き家の現状を伝え、所有者の事情を把握し、自発的な改善を促します。こうして空き家の状態や周辺に及ぼす悪影響の程度、危険等の切迫性、所有者の状況等を総合的に考慮し、管理不全空家に該当するか否かを判断してまいります。

2ページ目を御覧ください。続いて、管理不全空家に該当した後の空き家所有者に対する手続の流れについて御説明いたします。管理不全空家に該当した場合、空き家の所有者に対し指導を行ってまいります。指導を行う際には、根拠法令のみならず、空き家がどのような状態になっているのか、そのまま放置すれば周辺的生活環境にどのような悪影響をもたらす可能性があるかなどについても、空き家の写真を示して分かりやすく伝えてまいります。

しかしながら、指導を行ったものの、所有者自らによる改善が見込めない場合は、北九州市空家等の適切な管理等に関する条例で設置する市の附属機関である北九州市特定空家等対策審査会に諮問し、答申を得た上で空き家の所有者に対し勧告を行うこととなります。また、北九州市空家等の適切な管理等に関する条例に基づき、管理不全空家として勧告を受けている旨の標識を空き家に設置します。

最後に、今後の進め方について御説明いたします。

まず、現在改善を求めている空き家の所有者に対しては、当該空き家が管理不全空家となれば、どのような措置がなされるのかを十分に説明し、所有者自らの意思による適切な管理を促してまいります。

また、空き家の所有者に対する広報については、今月上旬に発送した固定資産税納税通知書に、空き家がどのような状況になれば管理不全空家となるのか、管理不全空家となった場合、どのような措置がなされるのかというお知らせを同封しました。今後も、空き家に関するセミナーや相談会、市のホームページなどで広く周知、啓発を行い、管理不全空家の発生抑制を図ってまいりたいと考えております。

次に、3ページ目、住まいの将来考えてみませんかのお知らせを御覧ください。こちらは、先ほど御説明しました固定資産税納税通知書に同封したお知らせになります。御参考までに御覧ください。

以上で管理不全空家の判断基準及び今後の進め方について報告を終わります。

○委員長（泉日出夫君） ただいまの報告に対し、質問、意見を受けます。質問、意見はありませんか。西田委員。

○委員（西田一君） まず、門司港の遺構の件から御質問します。

参考までに、事前説明は受けたんですが、4月17日に門司区の自治総連合会に、当初地域に対する説明ということで予定していたそうなんですが、これを取りやめて今日を迎えられているということなんですが、まず、なぜ4月17日に門司区の自治総連合会に説明を取りやめたのかということをお聞かせください。

同様に、自治会への説明会に関してなんですが、各校区の連合会にも御説明に出向かれるのかなと思うんですが、私も町内会長をやっていますので、もちろん連合会にも役員として出ているわけですが、連合会長によって説明を受けるスタイルというのは様々であろうかなと思うんですね。例えば、きちっとした校区の会議で説明をお聞きになるのか、あるいは連合会長によっては、いやいや俺が聞いとくからいいよというようなスタイルを取られる方もいらっしゃるのかなと思いますので、市民に対する、地域に対する丁寧な説明という観点から、どのようなスタイルを取られるのかなということをお聞きします。

次に、仮に地域に対する説明を行っていく中で、もし批判的な御意見とかが多数出た場合は、今後その進め方に関してどのように反映させていくのかということをお聞きします。

それと、これも経験からお聞きするんですが、自治会ですね、校区の連合会あるいは総連合会というのは、我々議会のように批判的な意見というのをあまりおっしゃらないのかなという印象がありますね。お上が言うからということじゃないんですけど、役所がこういうことをやるんだから協力してやろうというような意識が強いのかなと思っておりまして、そういう意味ではちょっと雑な言い方かもしれませんが、サイレントマジョリティーがどうなのかという観点から、例えば市のホームページであったり、あるいは説明会をやりますよというような公表、通知とかというのはどのように考えているのか。

多分、説明会では特に地域に対する説明ということで、複合施設の必要性とか意義ですね。そういったことを重点的に御説明されるのかなと思っています。複合施設の意義というのは当然我々も重々認識しているんですが、一方で我々が2月定例会で御意見申し上げたように、遺構の価値がこういうふうに例えば重要であるんですよとか、今回いろんな権威の方から遺構は価値が高い、重要であるという御意見を寄せられていますので、説明会の場では両方公平にお示しするというのがあるべき姿かなと思っていますが、御見解を伺います。

それと、空き家に関して、我々自治会をはじめとする地域とは非常に密接に関連していますし、例えば地域の役員の皆さんは、くまなく地域を歩かれていますので、どこに空き家があるとか、誰々のところは空き家になって住んでいないとか把握されています。御説明にもありましたけど、小倉南区でもコミュニティ支援課が空き家に関する講演を、各校区でやられていますので、今後そういった地域との連携をいかにスムーズにやっていくかというのは改めてお聞きしたいと思います。以上です。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 それでは、門司港地域複合公共施設についての御質問にお答えします。

まず、1つ目ですが、4月17日の門司区の自治総連合会で内容の説明をまず始めようというところで、なぜ取りやめたかというところなんですけども、我々が十分な準備ができていなかったということもございまして、2月議会で我々議会からしっかりと説明をするという、市民の代表であります議員たちの言葉を重く受け止めておまして、まずはこちらの常任委員会で

しっかりと説明させていただき、こういった説明内容でいきますよと確認をいただいた後、我々が入っていこうということで、4月17日の自治総連合会の開催の中での説明は取りやめたというところでございます。

説明のやり方については、委員のおっしゃるとおり、校区の会長にまずお話しに行って、どういう形で説明したほうがいいのか、俺だけ聞けばいいよという会長もいらっしゃるでしょうけれども、我々としては丁寧に説明したいので、できればそういう場、住民の方が集まる場を設定していただいて、その中で説明をしていければと考えております。

批判的な意見というのものなかなかおっしゃらないんじゃないかというところもございますが、先ほど説明の仕方の中で、我々の事業の重要性とか大切さというのでも説明はするんですけども、あわせて、説明は文化企画課と一緒に参ります。今回出た遺構についての内容についてもしっかりと説明して、先ほど両方公平にという話がありましたけれども、まさにそのように我々は説明をしていきたいと思っております。我々の情報と文化財保護の情報、それをしっかりと出した上で、市民の皆様様の御意見を伺っていきたいと考えております。

あと、サイレントマジョリティーという形で、どうしても物を言わない方々がたくさんいらっしゃると思うんですが、そういったことも踏まえまして、我々なるべくたくさんの方の御意見をいただきたいと思っておりますので、またやり方についていろいろと検討をしてみたいと思っておりますが、いずれにせよ我々しっかりと丁寧に市民の皆さんに説明をしていきたい、このように考えております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 空き家活用推進課長。

○空き家活用推進課長 空き家の対応で、地域とどういうふうに関連を取っているか、どういうふうに取り組んでいるのかについてお答えします。

地域の皆様とはいろいろな形で対応させていただいております。基本的には電話対応といったことがあるんですけども、まずは各区役所の総務企画課が空き家の相談窓口ということで対応を受け付けさせていただいております。このほか私どもも自治会からの要望を受けて、現地と一緒に定例的に回っている地区があります。このほか、空き家に関するセミナーや相談会等を行ったり、自治会から要望があったら出前講演に行くといったことをやっております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 西田委員。

○委員（西田一君） ありがとうございます。まず、空き家に関しては、今いただいた答弁でいかれて妥当なんだろうなと思っておりますが、我々も老朽危険空き家に関して御相談を受けることも多々ありますので、既にある程度把握されているのかなとは思いますが、せっかく法改正もありましたので、今住んでいる方の安全、安心を確保するという観点で、勇気を持って、強引には言いませんけど、きちっとき然とした対応を取っていただきたいと思っております。

それと、旧門司駅の遺構に関してなんですけど、すみません、私こっこの委員会に来て日がな

いもんで、どこまで把握しているかなと思うんですが。素人なので、文化財としての価値がよく分からない。価値があるんだろうなと思うんだけど、どこまでの価値なのかというのは分からない。例えば、法隆寺の五重塔が世界遺産に値するというのは分かるんですが、こちらのほうがまだよく分からないもんで、分からないとなると、やはりそこは専門家、学者、そういったオーソリティーの御意見を尊重するしかないのかなと思うんですが、今後調査を進めていくに当たって、そういったオーソリティーの御意見なり御指導をどの程度仰ぐのか、あるいは全くそこは意に介さないのかということをご教示いただけますか。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 今後進めていく上で、学会とか学者の先生方の御意見というのをどう聞いていくのか、聞いていかないのかということをご教示しますが、今後また新たに試掘調査をしまして、それについて何か出たら発掘調査につながっていきます。その中で我々はまず市の文化財担当部局、それと、何か出たときは県の文化財担当部局に通知をして、こんな対応をしてくださいというお話もご教示します。そういったやり取りをする中で、また専門家の御意見等を伺ったほうが良いということがあれば、そういう話にはなるかと思いますが、いずれにしても、我々しっかりと文化財としての物の価値というところを文化財行政と調整をしながら、どうやって調査を進めていくかということは考えていきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 西田委員。

○委員（西田一君） 今、市の文化財の担当部局、県の文化財の担当部局と協議するという御答弁だったと思うんですが、そうすると、市にも文化財の審議会があります。文化財の担当のところには聞かないと現時点で分からないというお答えに多分なるのかなと思うんですが、判断基準として、結局専門家の御意見を伺わないことには我々分からないわけで、そこは文化企画課をはじめとして文化財の担当部署に、今日の委員会でこういう意見が出たというのはお伝えいただきたいと思っております。

それと、地域への説明ですね。これよしあしがあるんですが、確かに地域というと校区自治連合会がベースになるのかなとは思いますが、繰り返しになりますけど、地域の自治会、自治連合会あるいは総連合会というのは、市役所と常日頃から密接な関係にありますし、信頼関係もあろうかと思っております。

一方で、今回門司港の遺構の件に関して、個別に私も市民からの御意見を伺いますが、やはり市がこれまで進めてきたやり方に関してお叱りを受ける、御批判を受けることもありましたので、地域への説明が、あるいは市民への説明が自治会をもってよしとするという対応だけは、文化財保護の観点からはまずいなと思っておりますので、そこはしっかりほかの方法も含めて市民意見をきちんと伺うということは努めていただきたいなと思っております。以上です。

○委員長（泉日出夫君） ほかに質問、意見はありませんか。山内委員。

○委員（山内涼成君） 私からは管理不全空家のところで伺いたいのが、管理不全空家と特定空家の違いを明確に教えてください。

それと、誰が判断するのか、数が爆発的に増えると思うんですけども、これについても予想される数があれば教えてください。

それから、門司港です。そもそもこのことの始まりは、市長が11月の記者会見で、あらゆる文献を見て専門家の意見をよく聞いて方針を決めたいという発言からですよ。その2か月後には移築保存の方針を決定したということにあるわけでありまして。課長も今丁寧に説明をしていくということをおっしゃられましたけれども、まずは市民への正確な説明が必要だと考えています。議会のやり取りもあつたわけですから、こうした議会のやり取りも踏まえて正確な説明を市民にしてほしいと思います。

具体的には専門家の意見をねじ曲げたこと、そして、本会議での大庭副市長、片山副市長の問題発言、そして、3党派合意だったということのうそ、そして、総合的判断に至った経緯、教育委員会の不関与で決めてしまったこと、そして、多くの申入れ、それから、要望、全て無視した計画決定だということ、パブコメも取らない状況の中でやったということについての少なくとも正確な説明をすべきだと考えますが、見解を伺います。

○委員長（泉日出夫君） 空き家活用推進課長。

○空き家活用推進課長 管理不全空家と特定空家の違い、そして、管理不全空家となる数がどれぐらい想定されるかといったこの2点についてお答えします。

まず、特定空家はこれまで法で規定されていたものなんですけども、周囲に著しい悪影響を及ぼす空き家、端的に言えば倒壊するおそれがあるといった、壊れそうな空き家ですよといったものです。管理不全空家につきましては、法令上は放置すれば特定空家になるおそれのある空き家といったことなんですけども、これはそのまま放置しておくとお倒壊になるおそれがあるというものです。特定空家、管理不全空家につきましても、まず、各建物の構造、屋根とか外壁、基礎、そういった状態を市で判定していきまして、点数化していきます。そこで、何点以上になると特定空家、そうでなければ管理不全空家といった点数化をしております。これは市で設定していくような状況になります。

数につきましては、管理不全空家、今いろいろ相談を受けたり現地調査とかやっている状況なんですけど、また今から現地調査をしていくような状態になると思われませんが、今の状態でいくと70件程度ではないかなと想定しております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 市民に丁寧に説明するのはもちろんのことですが、正確な情報をしっかりと伝えていくということについてお答えします。

我々としては、遺構が出てから専門家の御意見を伺ったり、うちの文化財担当部局で検討をいろいろ重ねてまいりましたというところがございます。その中で、今委員がおっしゃら

れたとおり、これまで起こってきた事実、今ちょうど今回の報告資料の4ページ目にもつけているんですが、この内容もしっかりと我々事実をまず正確に伝えるということには心がけていきたいと思っております。それに対して今後どうしていくかということに対しても、しっかりと正確に伝えていきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 空き家の件は分かりました。

門司港ですけれども、やはり議会での論戦があったことですよ。それは事実と異なるじゃないかということが後で判明したことについても、こんなことはこういうことがありましたよということも市民に説明をすべきだと私は考えます。ですから、できる限り正確な情報をとるのはその点です。それを十分説明をしていただきたいと思えます。

それから、まずはこうしたことを徹底的に説明をしてもらう、市民にも、そして、議会にも当然ですけれども、してもらうということじゃないと次に進んではいけないと私は思っています。

それから、そもそも開発と文化財行政というのには、これは少なからずとも矛盾が生じてくるわけでありまして、そこは私も承知をしております。特に、民間事業者にとっては大きな問題があるんだろうというのは分かります。ただ、今回の土地、これは市の一自治体の所有物であります。そういうことを考えると、文化財保護法という法律があるわけですから、この法律にのっとったところでの市がやるべき姿、これは民間の手本にならないかと私は考えます。こういうことも踏まえながら、今回の遺構の取扱いについて、本市の文化財保護行政、このせい弱性が前回の議会の中では明らかになってきたと私は考えます。

これ、過去を振り返ってみても、市長部局の専門委員は市長部局の意向に沿った判断をしてきているということです。これは、やはり改善するためには第三者を介在させる必要があるんだということですね。このことを考えれば、今回の説明資料では市の担当部局が調査範囲を定めとありますけれども、このことは認められません。まず、事業予定地で実施した過去の試掘調査データを全て開示していただくこと、そして、これまでの試掘の調査結果を公に再検証する必要があります。なおかつ、その検証は文化財保護審議委員に委ねる必要があると思えますけれども、その見解について伺います。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 これまでの調査につきまして、市の担当部局、文化財部局でやっているということは事実でございます。これにつきましては、先ほども申しましたが、まず、文化財が出たときに我々どう対処するかというと、試掘を行いまして、その結果を県の文化財部局に通知をします。それから、どういう措置をするか、今回の場合は発掘調査をして記録を作成してくださいというところで答えが返ってきて、そういったやり取りの中で進めてきており、今の市の制度の中では適切に対処してきたものと我々聞いておりますが、今委員がおっしゃられたこ

とについては、文化財部局にもしっかりと伝えたいと考えております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） そのことを踏まえて、試掘を行う想定範囲というのが資料の中にありますね。この資料では、過去の試掘エリア、今後一切調査をしないということになっているわけですが、これを受けて専門家は、遺物の遺構が存在する遺物の包含層だということを指摘しています。これらの場所以外でも、明治、大正、昭和前期の遺構があったはずだと指摘をしているんですね。文化財保護法では、遺物がある場所は必ず発掘調査をしなければならないとされております。したがって、試掘で判断するのではなくて、全体の発掘調査を実施する予算計画でなければならないということでもあります。

また、発掘調査をしてみなければどんな遺構が出土するか、また、どこまで掘り下げるかも分からないわけで、その調査期間については、場合によっては延長の必要が生じる可能性があるということを明記すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 今回の調査の範囲につきましては、我々がまず建築を行う施設が建つところの部分でございます。先ほど、十分な調査ができていないのではないかというお話もありましたが、まず、水色の部分につきましては既に発掘調査、しっかりと記録を取って調査していると伺っております。その中で今回黒い範囲の中で、昔の遺構で我々の今回の対象としましては、明治の旧門司駅舎跡というところをどう扱って、その遺構をどう扱うということの範囲で発掘調査範囲を決めておりますので、まず、ここをしっかりとやっていくことが大事だと思っております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 厳密な調査というのは、今建物を建てようとしている部分の調査は終わっているということですが、この下にある埋蔵物というのは、まだまだ調査する必要があるということを専門家はおっしゃっています。それで、今遺構の中に白い丸印が付けてあるんですけども、そこはまだまだ出てくる可能性があるということですから、さらに掘ってみないと分からんというのが正確な門司港の遺構に対しての専門家の指摘であるということを申し添えます。

それで、調査期間は延長するという可能性が出てくることについてはいかがですか。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 我々としましては、まず試掘をいたします。その試掘の結果、発掘調査が必要である場所がどこであるかを確定します。その範囲によっては、もしかしたら事業期間が、発掘の調査期間が延びる可能性もございます。ただ、今はっきりしたことは申し上げられないので、まずは試掘をして範囲を決めさせていただくということで御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） そのさらなる調査、それから、予算計画については、財団の埋蔵文化財調査室担当芸術員、文化財保護審議委員に意見を照会して取り入れていただくということについてはいかがでしょうか。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 文化財の取扱いというところになりますと、文化財保護行政を担う文化企画課、担当部局で判断することになると思います。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） その文化企画担当部局というのがもう本当、市長部局の意に沿ったことしか言わんということが明らかなんですよ。だから、これまでの埋蔵文化財というのが潰されてきた経緯というのものもあるわけですよ。そこが聖域になっているんですよ。もうそこに全て任されている。こうした体質そのものが我が市の文化財保護行政を遅らせているんじゃないかということ、これは指摘せざるを得ないということですから、それをやはりもっと違う第三者の芸術員だとか保護審議委員に委ねていただきたいということを、これは要望しておきます。

それから、大本の教育委員会の参画の仕方ですよ。これも議会の中で教育委員会が関与していないということが大問題になったんですよ。そもそも発掘調査費は教育に関する事務の予算なんですよ。本市においてはこの文化財保護事務は教育に関する事務になっていますよね。教育委員会として予算の妥当性を判断できないという場合においては、文化財保護審議委員に意見を聞けばいいわけですよ。しかし、我が市は、この文化財保護審議委員に対して何も意見聴取を求めている、こういう専門的なことを聞くための審議委員であるはずなのに、本市ではそれが行われていない、または行われたとしても無視する。実際に他の自治体ではこういう諮問する、そして、答申を受けるという流れが出来上がっているわけですよ。これが私は正常な状態だと思うんですけども、そこについての見解がありますか。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 まず、今の市の制度の中でお話をしますと、教育委員会から補助執行を受けている、今ですと都市ブランド創造局の文化企画課というところがその補助執行を受けておりまして、その中で文化財の保護、活用に関すること、調査、指定管理に関することというところで、その部署が教育委員会の名の下で動いているということでございますので、まず、関与がないかという、しっかりと教育委員会も理解した上でやっているという認識でございます。

なお、その発掘調査費につきましては、これは民間の場合も同じなんですけれども、事業開発者が負担することになっておりまして、今回の費用に関しても事業課が負担ということなので、教育委員会の予算を使ってということではございません。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） そうすると、発掘調査の予算、そして、今度の新たな試掘をするための

予算、これはどこの責任で出される予算ですか。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 これは開発者である事業推進課、都市戦略局の予算ということになります。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 文化財を試掘し、発掘する、こういった専門的な予算の決定をこちらがやるということ。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 すみません。ちょっと言葉が足らなかったと思います。まず、我々今回の事業をやる範囲で出た場合には、その開発者、事業推進課がやります。じゃあ、その建物の範囲外のところで発掘調査する場合というのは、これは我々の範囲ではないので、文化財保護の行政をするところの、要は開発に伴わない発掘調査ということになるとは思うんですけども、そういった形なので、まず、うちの開発するという予算ではないんで、そこはどうするかというのがちょっと私も文化財のほう、教育委員会とか、そちらにお伺いしないと答えられないところでございます。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 無理に課長から答弁をもらおうとは思っていませんから、これはもう本当に専門的な分野なんです。ですから、本当は専門家が判断すべきものなんです。そして、その専門家の判断をしっかり伺わないかんのやけども、そのやり取りができていない、そして、都合の悪いことは無視していく、こういうやり取りがあったでしょうというのが今回の議会で明らかになったじゃないですかということ。それを踏まえてこそ、複合公共施設がどうあるべきなのかということを考えていかなければならないということでは、非常にこの議論というのは、この場では限界があるんですよ。

やはり今日ここで今後の進め方ということで報告をしてもらうならば、教育文化委員会でも同じようにやるべきだと思いますし、そこは重々言ってほしい。そして、全委員会またいでもこれは進めていく話だと私は思っていますので、ぜひそういうことも含めて、今後予算化していく上で、専門家がどう考えているからどうなんだということの整理をしていただきたいということを最後に要望して、終わります。

○委員長（泉日出夫君） ほかに質問、意見はありませんか。松岡委員。

○委員（松岡裕一郎君） 遺構について、今後市民説明会を開催するということですが、その具体的な日程とか、あと参加対象は議員でもいいのか、マスコミ公開、そういった参加対象とか、私としては前の議会でも、門司区民がどう考えるかが大事だと思っていますので、その辺の公表についてお知らせ、公表、こういったところを教えてください。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 まず、市民説明会の日程等につきましては、これから各校区の会長等とお話しさせていただいて決めていこうと思っておりますので、まだ定まってはいないというところでございます。

対象につきまして、まず、我々も門司区民にしっかりと説明すべきだと考えております。その中で、例えば校区でやるときに、校区の方々の御意見もあると思うので、それをオープンにするのか、マスコミを入れるのかとか、議員が参加するのか、逆にそういうのだと意見が言いづらいんだよねというところもございますから、そういったことも踏まえた上で判断していきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 松岡委員。

○委員（松岡裕一郎君） ありがとうございます。門司区民の方が、専門家の意見もありますし、いろんな意見を両方聞いています。私は小倉北区の議員なので、小倉北区の意識の高い方とかあれなんですけど、私が肌感で小倉北区の方はちょっと疎いというか、やっぱり門司区の方がどう考えるかが大事なので、その方の意見を中心に。また、公表するか公表しないか、また、意見を言いやすい環境をつくっていただきたいと願っていますので、よろしくをお願いします。ありがとうございます。

○委員長（泉日出夫君） ほかに質問。木畑委員。

○委員（木畑広宣君） すみません、1点だけ。試掘調査費なんですけど、これは令和5年度の繰越予算を活用ということで、これは調査費の費用は幾らぐらいかかるんですかね。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 試掘の調査費というところなんですけど、試掘の箇所の数にもよりますが、今のところ100万円も行かないぐらいの額ではないかと思っております。この費用につきましては、繰越予算の中で造成の一連の流れと御理解いただいて、この繰越予算を活用させていただきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 木畑委員。

○委員（木畑広宣君） ありがとうございます。ちなみに、これは試掘を行う中で、ちょっと今ここが非常に微妙だなというような箇所があった場合は、その試掘の箇所はもっともっと増やして、範囲の中で試掘をやっていくという理解でよろしいですか。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 試掘に関して、例えばここはまだ不十分とか、ここに出てきたとかというのであったら、多分ケース・バイ・ケースになると思うんですけども、必要であると判断するのであれば、追加もございますし、例えば、ここを幾ら掘ってもないよねというんだったら、その場は終わると。だから、それに関しましては、まず掘ってみないと正直分からないというところがございますので、以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 木畑委員。

○委員（木畑広直君） ありがとうございます。いずれにしましても、私も先ほど松岡委員がおっしゃったみたいに、やっぱり門司区民の皆様への説明会、本当に重要だと考えておりますので、門司区民の皆様への丁寧な説明と、あと、本当に広く御意見をお聞きしながら進めていただきたいと、これはもう要望させていただきます。以上です。

○委員長（泉日出夫君） ほかに質問、意見はありませんか。
なければ、本日は以上で閉会いたします。

建設建築委員会 委員長 泉 日出夫 ㊟